

○質屋の許可

(第2条第1項)

改正 平成26年3月20日 平成29年3月22日

令和3年3月26日

審査基準

令和3年3月26日作成

法令名	質屋営業法
根拠条項	第2条第1項
処分の概要	質屋の許可
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	質屋営業法第3条第1項(許可の基準) 質屋営業法施行規則第1条(申請及び届出の一般的手続)、第2条、第3条 (質屋の許可の申請)
審査基準	質屋営業法第3条第1項各号の欠格要件には該当しない、自ら管理しないで営業所を設ける場合に管理者を置いているなど、質屋営業法を遵守し、適正な営業を期待することができる時に許可する。
標準処理期間	50日
申請先	営業所を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室
決裁区分等	警察署長